入 札 公 告(総合評価落札方式・共通事項)

2-1 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

島田市における建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしていること。

(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

(2)島田市における建設工事競争入札参加の認定を受けていること。(認定業種は、入札公告(総合評価落札方式 個別事項(以下「個別事項」という。)に記載)

(3)建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 3 条の規定に基づく許可を受けている者であること。(許可の種類は、個別事項に記載)

(4)入札参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)及び入札参加資格等確認資料(以下「資格等確認資料」という。)等の提出期限の日から落札決定までの期間に、島田市入札参加制限等措置要綱(平成19年9月告示第159号)に基づく入札参加停止(以下「入札参加停止」という。)を受けていないこと。

(5)島田市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 31 号)第 2条の暴力団でないこと及び島田市が発注する競争入札に参加する者に必要な資格を定める告示(平成 28 年島田市告示第 219 号)第 1 建設工事の請負に係る競争入札参加者に必要な資格の規定による必要な資格を有すること。

(6)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てが成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事更生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立が成されている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

2-2 入札参加資格の確認

(1)この入札の参加希望者は、資格確認申請書及び資格等確認資料等を作成のうえ提出し、入札参加資格の基本的な確認を受けなければならない。

(2)入札参加資格の確認等

(2)人(に参加貝伯の)(底的子	
ア 入札参加資格確認基 準日	資格確認申請書の提出期限の日
イ 資格確認申請書及び 資格等確認資料等	個別事項1-14に記載(様式1から様式11)
ウ 入札参加資格の確認	(ア)資格確認申請書及び資格等確認資料等の提出期限の日を入札参加資格の確認基準日とし、その結果を通知する。提出期限までに資格確認申請書及び資格等確認資料等(添付資料含む。)を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。 (イ)提出期限の日までに資格確認申請書及び資格等確認資料等(添付資料を含む。)を作成のうえ、市立島田市民病院事務部病院建設推進課へ提出すること。 (ヴ)資格確認申請書及び資格等確認資料等(添付資料含む。)を電子メールにより提出すること。なお、ファイル形式はPDFとする。
エ 入札参加資格条件に おける同種工事の施工 実績の確認	(7)様式2に個別事項1-5(1)ア⑤に掲げる資格があることを的確に 判断できるように、同種の施工実績を記載すること。 (4)同種工事の施工実績を確認できる以下の資料を添付すること。 ・入札参加条件における同種工事の施工実績として記載した工事に 係る契約書の写し、又はCORINSの写し等 (上記に加え、当該工事の概要が記された設計図書の写し等が必要 な場合は、個別事項1-8-2に記載の内容を参照すること。)

(7)様式2に個別事項1-5(1)ア⑥に掲げる資格があることを的判断できるように、配置予定の技術者の参加資格要件における資び同種の施工実績を記載すること。配置予定の技術者を1名に特きない場合は、複数の技術者(3名まで)を配置予定技術者の何して記載することができる。また、他の工事に配置されている技が、従事している工事の完了等により本工事に確実に配置できるみがある場合は、当該技術者を配置予定技術者として記載するこできる。 (4)専任を要する工事における配置予定技術者の専任を開始する現場施工に着手する日が確定している場合は、明示された当該時事任で配置できることを条件とする。専任の終了する日は完了核了日とし、修補等がなく、現場における検査が終了することを含する。 (ウ)専任を開始する日に、申請のあった配置予定技術者を配置でき場合やCORINS等により配置予定の技術者の専任義務違反実が確認された場合、これが契約締結前であれば契約をせず、身であれば、これを解除する。これらの場合、契約前にあっては月証金に相当する額を、契約後にあっては、契約保証金に相当する額を、契約後にあっては、契約保証金に相当する額を、契約後にあっては、契約保証金に相当する額を、契約後にあっては、契約保証金に相当する額を、契約後にあっては、契約保証金に相当する額を、契約後にあっては、契約保証金に相当する額を、契約後にあっては、契約保証金に相当する額を、契約後にあっては、契約保証金に相当する額を、契約後にあっては、契約保証金に相当する額を、契約後にあっては、契約保証金に相当する額を、契約後にあっては、契約保証金に相当する額を、対象にあっては、契約保証金に相当する額を、契約後にあっては、契約保証金に相当する。
オ 入札参加資格条件における配置予定技術者の資格・施工実績の確認 に対しているとにより配置予定の技術者を配置するができないにもかかわらず入札した場合や、従事している工事の
カ 許可等の状況 様式8に建設業許可の状況を記載すること。
建設業法第3条に規定する許可の通知書の写し(資格確認申請書 日時点において許可の有効期間開始日が到来しているもの)又に 印のある建設業の許可申請書の様式第1号及び別紙又は様式第 の2の写し等、静岡県内に営業所があることを証する書類を提出 こと。
ク 経営事項審査結果通 建設業法 27条の29第1項に規定する総合評定値通知書(審査基 知書の写し が入札公告日より1年7ヶ月以内の最新のもの)の写し

ケ 入札参加資格に関す る質疑	様式 22 にて作成し、電子メールに添付して提出すること。(ファイル 形式はエクセルとする。) なお、質疑にあたっては入札参加者が特定できる記述(自社の名称、 自社が請負った工事が容易に特定できる内容等)はしないこと。
コ 質疑に対する回答	市立島田市民病院のウェブサイトにて回答する。

- ・資格確認申請書及び資格等確認資料等(添付資料含む)の作成及び提出に係る費用は、参加者の 負担とする。
- ・発注者は提出された資格確認申請書及び資格等確認資料等(添付資料含む)を入札参加資格の確認以外に、参加者に無断で使用しない。
- ・提出した資格確認申請書及び資格等確認資料等(添付資料含む)の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ発注者が変更を認めたときはこの限りではない。
- ・提出された資格確認申請書及び資格等確認資料等(添付資料含む)は返却しない。
- ・資格確認申請書及び資格等確認資料等(添付資料含む)に用いる言語は日本語とする。

2-3 設計図書等の貸出及び入札参加資格以外の質疑について

(1)貸出の方法	個別事項1-11に記載
(2)入札参加資格以外 の質疑	様式 22 にて作成し、電子メールに添付して提出すること。(ファイル形式 はエクセルとする。) なお、質疑にあたっては入札参加者が特定できる記述(自社の名称、自社が 請負った工事が容易に特定できる内容等)はしないこと。
(3)質疑に対する回答	市立島田市民病院のウェブサイトにて回答する。

2-4 入札前の参加資格確認において、入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、発注者に対して入札参加資格がないと認めた理由につい て、説明を求めることができる。

(1)入札参加資格がないと認め られた者の請求方法等	電子入札システムによる。
(2)発注者の回答方法	電子入札システムにより回答する。

2-5 入札執行の場所等

2 0) (1 LB (1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	
(1)入札の場所	電子入札システムによる。紙入札方式で参加する場合は島田市役所会議棟大会議室に持参する。
(2)入札の方法	電子入札システムによる。ただし、やむを得ない場合で市立島田市民病院事務部病院総務課長の承認を得た場合は紙入札方式により参加できる。 〈電子入札システムによる場合〉 平成30年2月5日(月)の午前9時から午後6時までに、電子入札システムにより入札書を提出すること。 〈紙入札方式で参加する場合〉 事前に市立島田市民病院事務部病院総務課長の承認を得て、平成30年2月5日(月)の午前9時から午後6時までに、市立島田市民病院事務部病院総務課に以下の書類を提出すること。 ・入札書、委任状(代理人の場合)

(3)その他注意 事項	ア 郵送による入札は認めない。 イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 ウ 入札執行回数は、3回を限度とする。3回目の入札においても落札者がいない場合に、3回目の入札で評価値が最も高かった者と随意契約により契約をする場合がある。

2-6 工事費内訳書

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。

7 -1 -1 par - 1 /	11-11 Hall (1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-
(1)受付	平成30年2月5日(月)の午前9時から午後6時まで電子入札システム又は持参により、上記期間内に市立島田市民病院事務部病院総務課へ提出すること。 ・持参の場合は、事前に電話にて連絡し、提出時間の調整を受けること。
(2)様式	様式 26
(3)取扱い	工事費内訳書は、入札書の添付書類とし、不備がある場合は入札を無効とする場合がある。

2-7 関札等

(1)開札	電子入札システムによる。持参による入札がある場合は、第三者立会いのもとで 開札を行う。	
(2)落札者の決 定方法	個別事項1-9-4に記載	
(3)入札の無効	ア 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者がした入札並びに建設工事競争入札心得(以下「入札心得」という。)及び現場説明書、配布図面等において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において入札参加資格を失している者のした入札並びに当該工事の工事費内訳書に不備があるときは、当該入札を無効とする。 イ 低入札価格調査を行うにあたり、市立島田市民病院事務部病院総務課長が指定した期日までに調査資料が提出されない場合には、調査対象者を落札者とせず、次順位者を落札者とする場合がある。(市立島田市民病院低入札価格調査制度による調査等実施要領第11条及び同第10条を参照のこと。)なお、入札参加資格のある旨を確認された者であっても、落札候補者が入札日以降落札決定までの間に、入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を受けた場合には、当該落札候補者のした入札は無効とする。	

2-8 落札者とならなかった者への理由の説明

落札者とならなかった者は、発注者に対して自らが落札者とならなかった理由について、説明を求めることができる。

落札者となら なかった者の 請求方法等	電子入札システムによる。
発注者の回答 方法	電子入札システムにより回答する。

2-9 その他

2-9 その他	
(1)入札保証金 及び契約保証 金	ア 入札保証金 免除。 イ 契約保証金 納付 (契約金額の100分の10 (低入札価格調査を受けて落札した者にあっては100分の30)以上)。ただし、利付国債若しくは地方債の提供又は銀行その他市長が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し又は契約の相手方が保険会社との間に市立島田市民病院を被保険者とする履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
(2)契約書の作 成	契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。
(3)暴力団員等 又は暴力団関 係業者による 不当介入を受けた場合の措置	ア 本工事の受託者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。 イ アにより警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。ウ 受託者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。 ※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報(報告)等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。
(4)その他	ア 島田市電子入札運用基準に基づき入札に参加すること。ICカードの不正使用が確認された場合には、入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。また、契約後にICカードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある。 また、契約後にICカードの不正使用が確認された場合には、契約解除を行うことがある。 イ 電子入札システムの障害等やむを得ない事情がある場合、紙入札方式に変更する場合がある。 ウ 入札参加者は島田市建設工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)を熟読し、入札心得を遵守すること。契約約款及び入札心得については、別途ウェブサイト等で確認すること。 http://www.city.shimada.shizuoka.jp/keiyaku/kisoku.html http://www.city.shimada.shizuoka.jp/keiyaku/nyusatsuyoshiki.html 落札者は、技術資料様式1-3に記載した配置予定技術者を、当該工事の現場に専任で配置すること。 オ 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。 資格確認申請書、資格等確認資料等及び技術資料に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。 低入札価格調査制度については、「市立島田市民病院低入札価格調査制度による調査等実施要領」による。 ・低入札価格調査を受けて落札した者にあっては、配置予定の監理技術者とは別に、建設業法第26条第1項に規定する者と同等以上の技術者(以下「補助技術者」という。)を専任で1名現場に配置しなければならない。この場合において、監理技術者及び補助技術者は、現場代理人と兼ねることができない。・低入札価格調査を受けて落札した者の契約保証金の取扱いについては、本公告「2-9(1)入札保証金及び契約保証金」を参照。 7 落札決定後に、入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置があった場合の取扱いについては、以下のとおりとする。 (7)落札決定後から契約締結までの間に落札者が島田市から入札参加停止措置を

受けたときは、当該落札決定を取り消すことがある。

- (4) (7)により契約を締結しない取扱いとした場合については、市立島田市民病院は一切の損害賠償の責めを負わないものとする。
- ケ 技術資料・VE提案に記載された内容については、その後の工事において、 その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるも のとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この 限りではない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外のものに 知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得るこ となく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案につい ては、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表する ことがあることとする。
- コ VE提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等を指定 しない部分の工事に関する施工者の責任が軽減されるものではないこととす る。
- サ その他詳細不明の点については、個別事項1頁記載の問い合わせ先のメールアドレスへ質問すること。